

# 展示会への出展料を補助します！

異業種交流、市場開拓または販路拡大を目的として、令和7年度に開催する国内外の展示会等へ出展する際にかかる出展料の一部を補助します。

## 補助対象経費

- 国内：展示会等出展料の2分の1 (上限10万円)
- 国外：展示会等出展料、現地通訳費、輸送費の2分の1 (上限30万円)
- オンライン：展示会等出展料の2分の1 (国内の場合上限10万円、国外の場合上限30万円)
- ※オンライン展示会等の主催団体の運営事務局の所在地をもって国内・国外を判断します。

## 募集期間

令和7年4月1日(火)から随時受付(先着順) ※下半期分も4/1から随時受付(先着順)です。  
国内・国外展示会ともに、展示会開催日を基準に上半期(4/1~9/30)と下半期(10/1~3/31)に分け、それぞれ先着順で募集を行います。  
※予算額に達し次第、受付終了 ※1年度で申請できるのは、1事業所1展示会まで

## 補助対象者

※下記①②のいずれかに該当すること

- ①文京区内中小企業であること
  - a. 中小企業基本法に定める中小企業者であること。
  - b. 文京区内に、登記上の本店所在地(法人)、主たる事業所(個人事業主)があること。
  - c. 申請日までに納付すべき住民税(法人の場合は法人住民税)及び事業税(個人事業者で事業税が非課税の場合は所得税)を完納していること。
- ②文京区内中小企業者で組織された団体
  - ※申請日において、区内で引き続き1年以上事業を営んでいること
  - ※令和8年3月31日までに開催される展示会への出展であること

### 補助対象外となる場合

- ・文京区又は補助金申請者が主催(共催を含む)する展示会に出展する場合
- ・同年度内に既に本補助金を利用済みの場合
- ・申請する展示会で他自治体等から補助金交付を受けている、受ける予定の場合
- ・物産展・即売会など、商品の販売を行う場合
- ・美術・芸術作品の展示会に出展する場合
- ・申請日において、展示会が開催済みの場合

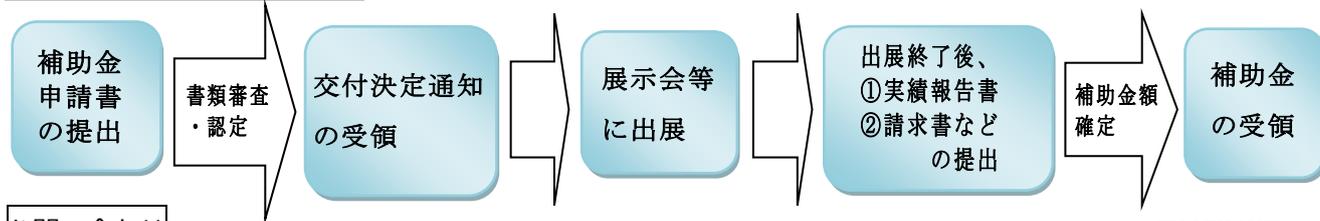
## 申請書類

- ①展示会等出展費用補助金交付申請書
- ②事業計画・収支計画書
- ③以下の納税証明書<※発行日から3か月以内のもの>

法人	個人事業主
・法人住民税 ・法人事業税	・個人住民税 ・個人事業税(個人事業税が非課税である場合は所得税)

- ④法人登記簿謄本<※発行日から3か月以内のもの>
- ⑤出展申込書(写し)及び出展が確定していることが分かる書類(写し)
- ⑥出展しようとする展示会等の概要が書かれたパンフレット等
- ⑦各種費用明細(国外において開催される展示会等の場合)
- ⑧訳文(添付書類が外国語で作成されている場合)
- ※本補助金の申請は、展示会出展の申込後、展示会開催日の約1か月前までに行ってください。

## 申請から補助金交付まで流れ



## お問い合わせ

文京区民部経済課産業振興係 ☎ 03-5803-1173

〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21 (文京シビックセンター地下2階)

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005155.html> (左記サイトから申請書類を取得することができます。)



文京区